

仕 様 書

仕 様 書 番 号	4 8
仕 様 書 作 成 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 1 日
調 達 要 求 番 号	6 N Q 0 1 A 8 0 1 1 1
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊管理科
担 当 者	湯澤 大輔
品 名	屋外燃料タンク等内部点検清掃役務
数 量 (単 位)	1 (S T)

1 名 称：屋外燃料タンク等内部点検清掃役務

2 場 所：福島県福島市荒井字原宿 1 陸上自衛隊福島駐屯地

3 概 要

- (1) 屋外燃料タンク (A 重油 175KL) の内部清掃及び開放検査
- (2) 燃料タンク送油管 (50A 32m) の漏洩検査

4 一般事項

- (1) 本役務は、関係する法令及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書 (現行版)」、本仕様書に基づき実施すること。なお、本仕様書に記載なき事項及び官側の指示がなくとも、技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。
- (2) 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、監督官と調整する。
- (3) 資材等置場が必要な場合は、監督官の指示した場所を使用する。
- (4) 請負者は、着手前に現場代理人を選定し、所定の様式による通知書を監督官に提出する。
- (5) 請負者は、着手前に着手届及び工程表を提出し、承認を受けたのち着手する。
- (6) 請負者は、原則として契約期間中は所定の様式による作業日報を、翌日正午までに監督官に提出する。
- (7) 作業写真は、工程ごと作業前・中・後及び隠蔽なる箇所・主要な作業段階の状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し作業写真帳に整理し提出する。
- (8) 請負者は、やむなく 17 時以降及び休日に作業が及ぶ場合は、休養日を除く 2 日前までに監督官の承認を得て実施する。
- (9) 本作業実施にあたり、災害予防について十分な対策を講じ、常に注意を怠らないようにする。突発事故が発生した場合は速やかに監督官に報告する。なお、災害事故及び損害発生については全て請負者の責任とし、官側は一切の責任を負わない。
- (10) 作業完了の際は、所定の様式による完了届を提出し、検査官の検査を受け、不合格の場合には、速やかに不備な箇所を是正のうえ再検査を受けること。
- (11) 本役務に際し知り得た情報 (個人情報を含む) については守秘義務を負う。役務終了後においても同様とする。
- (12) その他必要となる提出書類は、監督官の指示によるものとする。

5 特記事項

- (1) 本地域は、危険物の取扱に関する政令による「屋外タンク貯蔵所」として許可を受け、規制の対象となる地区での作業であり、次の規則を遵守し、特に引火爆発については、万全の対策を講じ、絶対に事故を起こさないように実施すること。
- (2) 本役務の現場代理人または主任技術者のうち、1名は甲種又は乙種危険物取扱者の資格を有している者で、あらゆる形式のタンク清掃について十分な経験と技術を有する者とする。
- (3) 本役務に使用する照明器具、電気関係機材等は全て防爆型のものとし、電気工作物規定等を準拠し、安全なものを使用すること。その他作業に必要な消耗品等は請負業者で準備し、全て新品とする。
- (4) 電気関係以外の諸工具・器材等は、衝撃又は転倒摩擦等により火花を発生しないもので、工具等は非磁性な物を使用すること。
- (5) タンク内外部のガス検知は検定に合格した検知器を使用し、作業開始前及び作業中随時安全を確認し、タンク内において作業を実施する場合は、必ずタンク外に監視員を配置しながら実施すること。
- (6) 開放検査は、日本非破壊検査協会認定の技術を有する者が実施すること。
- (7) 屋外燃料タンク開放検査は令和8年11月2日（月）～11月30日（月）の間で実施とし、細部は監督官と協議すること。
- (8) 本役務の作業時間は、平日8時15分から17時とする。なお、土日祝に作業を実施したい場合は、監督官と協議の上実施する。

6 役務の詳細

- (1) 屋外燃料タンク内部清掃
 - ア 残油は180KLタンクへ移送すること。（想定20KL）
 - イ ガス抜き作業は強制換気を行い実施すること。
 - ウ さび落とし、洗浄及びスラッジ処理は内壁全般及び支柱等を高圧洗浄機により、入念に実施すること。
 - エ 洗浄水及びスラッジは発火及び有毒性を考慮し、鋼製の密閉容器に収納し、請負者において隊外処理するものとし、これに必要な容器は請負者が準備する。
 - オ 洗浄水の処理後、ウエス等でふき取り完全に乾燥させ、A重油により拭き取る。
 - カ マンホールはパッキン及びボルトを全て新品に交換して復元し、貯油可能な状態にすること。また、外部はシルバーペイント塗り（2回塗り）で塗装を行うものとする。

(2) 屋外燃料タンクの検査

- ア 目視検査
- イ 角度測定・底板形状測定
- ウ 不等沈下測定
- エ 超音波板厚測定
- オ 浸透探傷検査
- カ 真空検査
- キ 磁粉探傷検査

(3) 送油管の漏洩検査

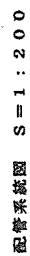
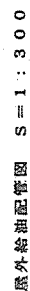
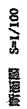
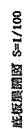
- ア 窒素ガスを送油管に注入し、加圧法若しくは微加圧法で漏洩検査を実施する。
- イ 検査終了後、検査報告書を作成して監督官へ提出する。なお、検査の結果異常が発見された場合は直ちに監督官へ報告し、修繕等の見積を作成し提出すること。

7 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人及び主任技術者指名通知書
- (3) 危険物取扱者（免状等）写し
- (4) 工程表
- (5) 材料検査簿
- (6) 作業日報
- (7) 作業写真
- (8) 完了届
- (9) 作業写真
- (10) 非破壊検査免状（写）
- (11) 送油管漏洩検査結果報告書
- (12) 地下タンク等定期点検事業者認定証（写）
- (13) 産業廃棄物管理票（A、B2、D、E票）
- (14) その他、監督官が指示するもの。

8 その他

- (1) 本役務を実施するにあたり、関係各所への申請手続き等は請負者側の負担において実施すること。
- (2) 本役務実施に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令に基づき確実に処分するものとし、そのための費用は請負金額に含まれるものとする。



凡例

工事件名	屋外燃料タンク等内部点検清掃役務	図面番号	2/2
図面名称	図示	縮尺	図示
陸上自衛隊福島駐屯地			



工事件名	屋外燃料タンク等内部品点検清掃役務	図面番号	1/2
図面名称	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊福島駐屯地			